

生駒市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10の規定及び生駒市地域防災計画に基づき、災害時又はそのおそれがある場合において高齢者、障害者等の要援護者の自主避難及び避難所等における支援に関する事項を定める生駒市災害時要援護者避難支援プラン(以下「避難支援プラン」という。)を作成するため、生駒市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 避難支援プランの調査研究に関すること。
- (2) 避難支援プランの立案及び修正に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、避難支援プランの作成に関し必要と認められること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉事業者の代表者
- (5) その他関係行政機関
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員会の委員長は、互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委員となった日から委員長が定める日までとする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に協議事項に係る関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会に第2条に掲げる所掌事務を具体的に検討するため、担当者による作業部会を置くことができる。

(謝礼)

第7条 会議に参加した者の謝礼は、附属機関等の委員の報酬及び費用弁

償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準(平成25年1月1日施行)を準用するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

附 則

この要綱は、本委員会の第1回開催日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、適用する。